

自然災害時の文教施設における被害情報の収集及び 災害復旧に係る業務の大臣官房文教施設企画・防災部への移管について

文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付

はじめに

文部科学省では、近年の激甚化・頻発化する自然災害への対応の迅速化・円滑化を図るため、現在、文部科学省本省、スポーツ庁及び文化庁の関係局課が所掌している文教施設の被害情報の収集や災害復旧に関する業務を、令和3年4月1日より、大臣官房文教施設企画・防災部に移管しました（図1）。

1 業務移管の概要

(1) 被害情報の収集に関する業務

文部科学省が行う自然災害時の文教施設における被害情報の収集については、これまで、対象施設（学校施設、社会教育施設等）や被害の内容（人的被害、物的被害等）に応じて、その所掌する文部科学省本省、スポーツ庁及び

文化庁の関係局課が、被害が生じ、又は被害が生ずるおそれのある地域（以下「被災等地域」という。）の関係機関（地方公共団体、大学等）に対して情報提供を依頼し、当該関係局課を経由して関係機関から報告された被害情報を大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付が取りまとめていました。

今回の業務移管では、被害情報収集の迅速化・効率化を図るため、令和3年4月1日以降、自然災害時の文教施設（文化財及び独立行政法人等を除く。）における被害情報の収集は、関係局課を経由せずに、文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付が直接、被災等地域の関係機関に対して行うこととしました。また、関係機関より文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付に報告のあった被害情報については、随時、省内の関係局課とも共有することとしています。

移管される業務等(被害情報収集・災害復旧関係)

移管前		移管される業務・事業等	移管後		
担当局等	担当課		担当局等	担当課	担当係
【被害情報収集関係】					
関係局課 ※対象施設、被害内容に応じて異なる		自然災害時の文教施設（文化財及び独立行政法人等を除く。）における被害情報の収集に関すること	大臣官房文教施設企画・防災部	参事官(施設防災担当)付	防災調整係企画係
【災害復旧関係】					
高等教育局私学部	私学助成課	私立の学校施設の災害復旧に関すること	大臣官房文教施設企画・防災部	参事官(施設防災担当)付	防災機能強化係津波対策推進係
総合教育政策局	生涯学習推進課	私立の専修学校及び各種学校の災害復旧に関すること			
総合教育政策局	地域学習推進課	公立の社会教育施設(博物館を除く。)の災害復旧に関すること			
スポーツ庁	参事官(地域振興担当)	公立の社会体育施設の災害復旧に関すること			
文化庁	企画調整課	公立の文化施設及び博物館の災害復旧に関すること			
			災害復旧係		

図1. 移管される業務等

(2) 災害復旧に関する業務

自然災害により被災した文教施設の災害復旧については、これまで、対象施設に応じて、その所掌する文部科学省本省、スポーツ庁及び文化庁の関係局課が補助事業等を実施してきたところです。

今回の業務移管では、災害復旧に関する業務の一層の迅速かつ確かな実施を図るため、令和3年4月1日以降、関係局課が所掌している災害復旧に関する業務のうち、私立の学校施設（専修学校及び各種学校を含む。）及び公立の社会教育施設（社会体育施設及び文化施設を含む。）の災害復旧に関する業務を大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付に移管することとしました。

2 留意事項

(1) 被害情報の収集に関する業務

業務移管後の被害情報の収集及び報告の方法については、原則として、自然災害ごとに、文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付より被災等地域の関係機関の担当部局に対して、電子メールにより情報提供を依頼することとし、関係機関は所定の様式により被害情報を報告いただくこととしています。

また、対象施設や被害の内容に対応した各種支援施策については、引き続き、その所掌に応じて関係局課が担当することから、被災等地域の関係機関から文教施設企画・防災部に報告のあった被害情報を随時、省内の関係局課とも共有するとともに、より詳細な被害情報の収集・把握が必要となる場合には、従前どおり省内の関係局課から被災等地域の関係機関に確認等を行うこととしています。

文部科学省においては、自然災害時の文教施設における被害情報収集の更なる迅速化・効率化を図るため、現在、「被害情報収集システム」（仮称）の構築を目指しており、早期にシステムの運用が開始できるよう、今後、関係機関への情報提供等を検討しています。（図2、図3）

(2) 災害復旧に関する業務

国庫補助事業として行う私立の学校施設（専修学校及び各種学校を含む。）及び公立の社会教育施設（社会体育施設及び文化施設を含む。）の災害復旧事業のうち、令和2年度出納整理期間までに行う額の確定、精算払い及び令和2年度決算に係る手続については、令和3年4月1日以降も引き続き、図1に記載する業務移管前の省内の各関係局課が事務処理を行うことから、令和2年度に完了した各災害

復旧事業の実績報告書などは、従来どおりこれらの各関係局課に提出することとしています。

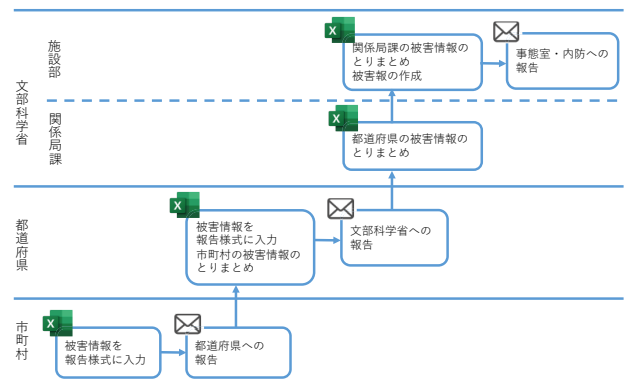


図2. 現行の被害情報収集フローイメージ

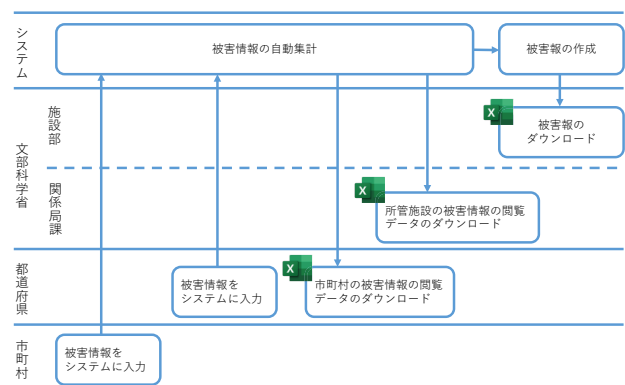


図3. システム構築後の被害情報収集フローイメージ